

千葉労働局発表
令和5年6月5日

【照会先】
千葉労働局労働基準部 健康安全課
課長 工藤 仁美
副主任労働衛生専門官 関 高久
(電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

「全国安全週間」を契機に労働災害防止を図ります ～7月1日から全国安全週間（6月は準備期間）～

本年も、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6月を「準備期間」（6月1日～30日）とし、7月1日の国民安全の日から始まる1週間（7月1日～7日）を「本週間」として全国安全週間^{※1}が実施されます。

今年度の全国安全週間のスローガンは、

「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」です。

千葉県における令和4年の労働災害発生状況は、死亡災害が23人と、前年より2人増加し、休業4日以上^{※2}の死傷災害は12,548人と、前年に比べ6,141人、86.0%と大幅な増加となりました。

労働災害が増加した背景には、職場における新型コロナウイルス感染者の増加や労働者の高齢化の影響などがあります。また、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。

このような現状に鑑み、千葉労働局（局長：岩野剛）では、労働災害を少しでも減らし労働者一人一人が安全に働くことができる職場づくりのため、本年度を初年度とする第14次労働災害防止計画に基づく施策を推進しています。

千葉労働局では、全国安全週間を契機に、県内各地域で講習会を開催するなど労働災害抑止への取組を強化することとしています。

<ポイント>

- 1 本週間と準備期間に各種広報を行うほか、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催、個別指導などを実施します。
- 2 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の重点取組期間を8月末まで延長して、熱中症予防の徹底を図ります。
- 3 労働局長による建設現場パトロールを実施します。
詳細は後日お知らせいたします。

注1 今年で全国安全週間は96回目になります。

スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96目を迎えます。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少していますが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



第96回

全国安全週間

令和5年 7月1日(土)～7日(金)

準備期間: 令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主唱】 厚生労働省、中央労働災害防止協会
【協賛】 建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和5年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和5年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立**
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進**
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施**
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組**
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - エ トラックの逸走防止措置の実施
 - オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策**
 - ア 一般的事項
 - (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策
- ④ 製造業における労働災害防止対策**
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- ⑤ 林業の労働災害防止対策**
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策**
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策 (STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立、発症時・緊急時の措置の確認、周知
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記1～3④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>



職場のあんぜんサイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



◆職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

◆労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

e-Gov電子申請

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

STOP！熱中症

令和5年5月～9月

クールワークキャンペーン

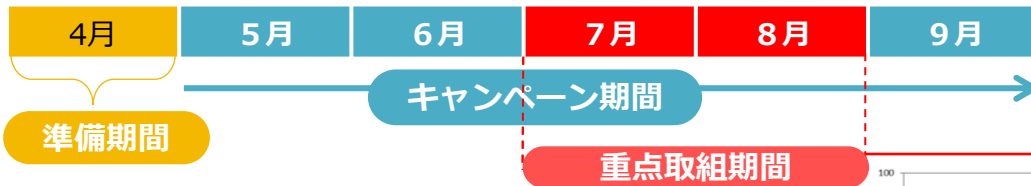
— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



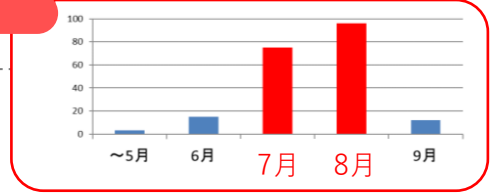
労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

●実施期間：令和5年5月1日～9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）



キャンペーン
実施要綱

確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！



準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立	
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討	
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

WBGT値、確認ヨシ!



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**

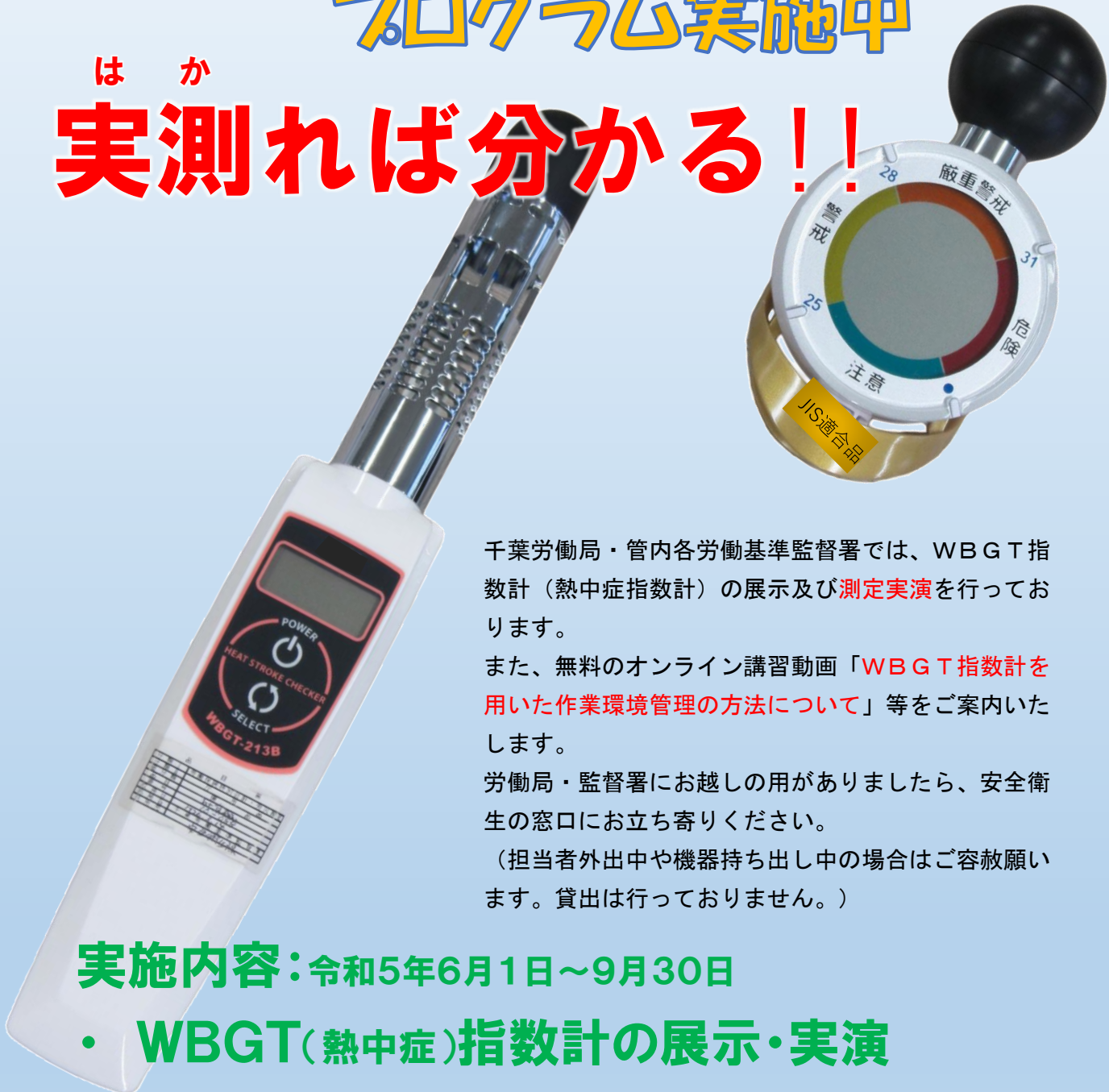


チェック・ザ・WBGT値

プログラム実施中

は か

実測れば分かる!!



千葉労働局・管内各労働基準監督署では、WBGT指数計（熱中症指数計）の展示及び測定実演を行っております。

また、無料のオンライン講習動画「WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について」等をご案内いたします。

労働局・監督署にお越しの用がありましたら、安全衛生の窓口にお立ち寄りください。

（担当者外出中や機器持ち出し中の場合はご容赦願います。貸出は行っておりません。）

実施内容：令和5年6月1日～9月30日

- **WBGT(熱中症)指数計の展示・実演**
- **オンライン講習動画のご案内**
- **WBGT指数計活用事例の紹介**

千葉労働局・管内労働基準監督署

厚生労働省が開設するウェブサイトでは、次のようなオンライン講習動画を、どなたでも無料でご利用いただけます。

1. 熱中症が発生する原理と発生時の措置
2. 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
3. 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
4. **WBGT指数計を用いた作業環境管理の方法について**
5. 熱中症予防対策の好事例

また、導入しやすい**WBGT指数計活用事例**（WBGT値の実測、WBGT基準値に基づく評価等、WBGT値の低減等）を紹介しています。



厚生労働省熱中症対策キャラクター
チュイー カン吉

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



WBGT(暑さ指数)とは

WBGT値、確認ヨシ！



WBGTとは①気温の効果、②湿度の効果、③輻射熱の効果の3つを取り入れた温度の指標で、熱中症の発生と高い相関を示す指標です。

気温・湿度・輻射熱の効果は、1：7：2で、湿度が大きな割合を占めています（屋外の場合）。

暑さ指数を感覚的に判断するのは難しいことです。JIS規格に適合した**WBGT指数計（熱中症指数計）**を使ってWBGT値を**実測**し、熱中症予防対策を実施しましょう。

WBGT値	注 意	警 戒	嚴重警戒	危 険
	25℃未満	25℃～28℃	28℃～31℃	31℃以上

～ 今年も開催！ ～

令和5年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

WBGT値の把握・評価・低減方法のほか、熱中症予防対策の詳細な実施事項をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

第14次千葉労働局労働災害防止計画（概要）

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

千葉労働局健康安全課

令和5年4月から、第14次千葉労働局労働災害防止計画（以下「14次防」という。）が始まりました。14次防は、第13次労働災害防止計画期間中における労働災害の発生状況や課題など、千葉労働局管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえて策定されています。14次防の概要について、以下お知らせいたします。

労働災害防止計画とは

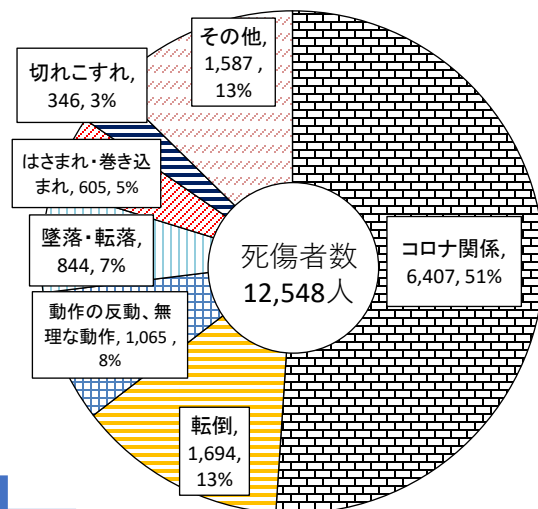
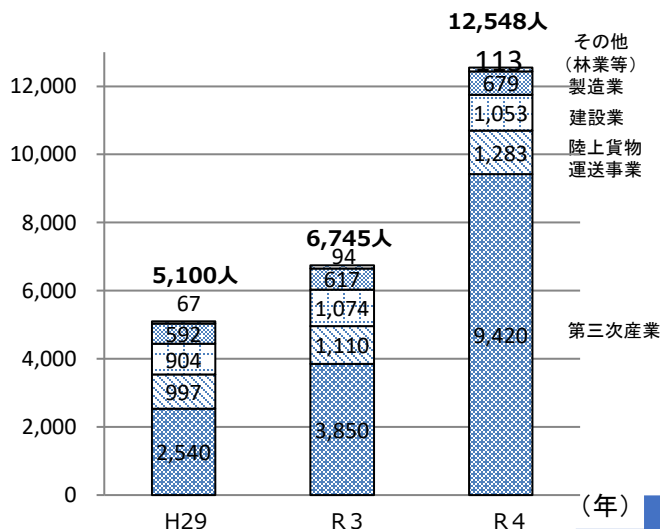
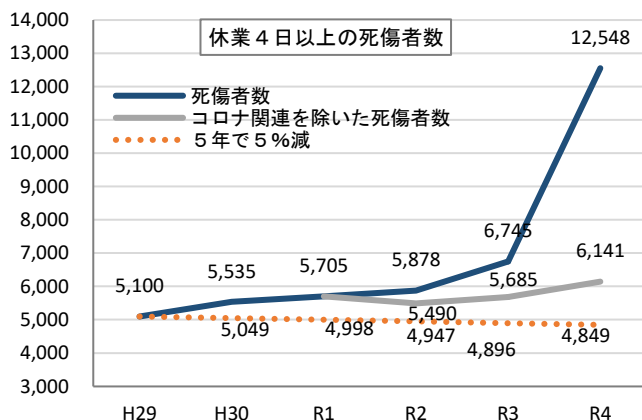
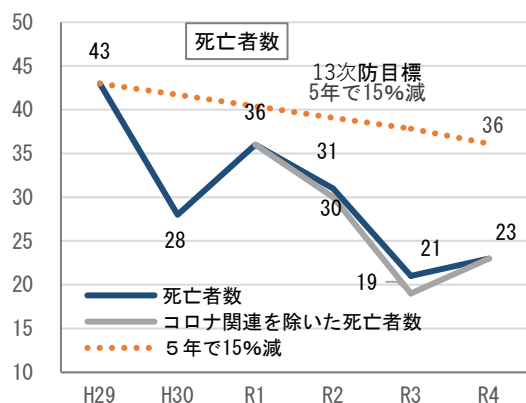
- 労働安全衛生法（第6条）に基づき、厚生労働大臣が、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を定める5か年計画のことで、
- 国の第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）は、令和5年3月8日付けで通知されています。（厚生労働省発基安0308第1号）

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

第13次労働災害防止計画期間における労働災害発生状況等

- 第13次労働災害防止計画期間においては、**死亡者数の減少**を図ることができました。
- 一方で、休業4日以上^の死傷者数は増加しました。増加した要因として、中小事業者や第三次産業における安全衛生対策の取組の遅れ、60歳以上労働者の増加の影響が考えられます。
- 中高年齢の女性をはじめとして労働者の作業行動に伴う労働災害（転倒等）が約4割を占めています。



転倒防止対策や高齢労働者に配慮した職場環境の整備等、中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境整備が必要です

主な計画の目標

重点対策における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を新たに設定し、達成目標（アウトカム指標）を定めています。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
〇労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける。
〇高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・第13次労働災害防止計画期間における60歳以上の死傷者数の増加率と比較して、第14次労働災害防止計画中の増加率を減少させる。
〇労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。



死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

計画の重点対策

事業者は、労働者の協力を得て①～⑧の重点対策に取り組むこととしています。
労働局・労働基準監督署が取り組む事項は以下の通りです。

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用） 等

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性をはじめとして高い発生率となっている転倒等につき、経済的損失の「見える化」と、転倒等災害防止の設備等の普及を図る
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等、腰痛の予防対策の普及を図る 等

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版等による周知啓発）

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策への推進

- ・「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」の周知
- ・安全衛生教育マニュアルを活用した、外国人労働者への安全衛生教育や健康管理の実施

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・有害物質による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定に関連する省令の内容を周知

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、石油コンビナート

- ・トラックからの荷の積み卸し作業に関する墜落・転落防止対策の徹底 等
- ・足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の徹底 等
- ・機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策の徹底 等
- ・非正常作業におけるリスクアセスメントの実施を指導

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- ・治療と仕事の両立支援の推進 等

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策の推進
- ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進
- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進